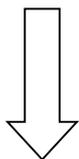


犬山市民間木造住宅除却費補助に関する手続きフロー

補助対象建築物	昭和56年5月31日以前に着工された30㎡以上の木造住宅で、市が実施した無料耐震診断の判定値が0.7以下、又は（一財）愛知県建築住宅センターが実施した耐震診断の得点が60点以下のもの。または、容易な耐震診断調査票にて倒壊の危険性があると判断されたもの。なお、耐震改修や耐震シェルター整備について補助金の交付を受けた住宅でないこと。
補助対象者	市税等を滞納していない者、かつ暴力団員等でない者
補助額	20万円 ※経費が20万円を下回る場合は、その経費の額 (千円未満切捨て)
手続きフロー	

犬山市民間木造住宅除却費補助金交付申請書（様式第1）の提出



***添付書類**

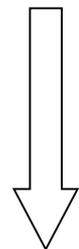
事業計画書、診断結果報告書等の写し、見積書等の写し
建築年がわかるもの、案内図、現況写真、契約書（案）、
申請者と所有者の関係がわかる書類（申請者と所有者が異なる場合のみ。戸籍謄本等。）

犬山市民間木造住宅除却費補助金交付決定通知書（様式第3）の受取



***決定通知後に契約・着工してください**

犬山市民間木造住宅除却工事完了実績報告書（様式第7）の提出

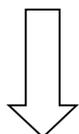


***決定通知に記載の期限までに提出してください**

***添付書類**

契約書の写し、請求書又は領収書の写し（請求書の場合は領収書が発行された際に提出が必要です。）、
工事前中後の写真、マニフェストA票の写し、
リサイクル届の受領書の写し

犬山市民間木造住宅除却費補助金の額の決定通知書（様式8）の受取



犬山市民間木造住宅除却費補助金支払請求書（様式第9）の提出



* 額の決定通知書を受けた日から10日以内

補助金の支払（支払請求書中の口座に振込みます）

その他の申請書（必要に応じて使用します）

補助金の額、申請者の変更する場合
申請の取下げをする場合

補助金変更承認申請書（様式4）
補助金取下げ届（様式6）